



指標名		ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	平成25年度（2013）	平成26年度（2014）	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	ベースライン調査	今後の調査
参11	不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数	134,943件 （平成24年度）	139,752件 （平成29年度）		—	148,659件	152,320件	160,733件	141,890件	139,752件	母子保健課調査	母子保健課調査
	災害などの突発事象が発生したときに、妊産婦の受入体制について検討している都道府県の割合	23.4% （平成25年度）	51.1% （平成29年度）	—	—	23.4	27.7%	29.8%	42.6%	51.1%	母子保健課調査	母子保健課調査

指標名		ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	平成25年度（2013）	平成26年度（2014）	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	ベースライン調査	今後の調査	
健康水準の指標	1 十代の自殺死亡率	・10～14歳 1.3（男1.8/女0.7） ・15～19歳 8.5（男11.3/女5.6） （平成24年）	・10～14歳 1.9（男2.1/女1.6） ・15～19歳 7.8（男11.1/女4.3） （平成29年）	・10～14歳 減少 ・15～19歳 減少	・10～14歳 減少 ・15～19歳 減少	・10～14歳 1.6（男1.9/女1.2） ・15～19歳 7.6（男10.5/女4.6）	・10～14歳 1.8（男2.3/女1.2） ・15～19歳 7.3（男10.3/女4.2）	・10～14歳 1.6（男2.1/女1.0） ・15～19歳 7.5（男10.1/女4.7）	・10～14歳 1.3（男1.5/女1.0） ・15～19歳 7.2（男9.8/女4.5）	・10～14歳 1.9（男2.1/女1.6） ・15～19歳 7.8（男11.1/女4.3）	人口動態統計	人口動態統計	
	2 十代の人工妊娠中絶率	7.1 （平成23年度）	4.8 （平成29年度）	6.5	6.0	6.6	6.1	5.5	5.0	4.8	衛生行政報告例	衛生行政報告例	
	3 十代の性感染症罹患率	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 2.92 ・淋菌感染症 0.82 ・尖圭コンジローマ 0.33 ・性器ヘルペス 0.35 （平成24年）	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 2.19 ・淋菌感染症 0.54 ・尖圭コンジローマ 0.18 ・性器ヘルペス 0.30 （平成29年）	減少	減少	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 3.25 ・淋菌感染症 0.96 ・尖圭コンジローマ 0.34 ・性器ヘルペス 0.34	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 2.86 ・淋菌感染症 0.91 ・尖圭コンジローマ 0.27 ・性器ヘルペス 0.33	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 2.52 ・淋菌感染症 0.66 ・尖圭コンジローマ 0.23 ・性器ヘルペス 0.29	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 2.21 ・淋菌感染症 0.50 ・尖圭コンジローマ 0.17 ・性器ヘルペス 0.29	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 2.19 ・淋菌感染症 0.54 ・尖圭コンジローマ 0.18 ・性器ヘルペス 0.30	感染症発生動向調査	感染症発生動向調査	
	4 児童・生徒における瘦身傾向児の割合	2.0% （平成25年度）	1.9% （平成29年度）	1.5%	1.0%	2.0%	1.9%	2.0%	1.8%	1.9%	学校保健統計調査	学校保健統計調査	
	5 児童・生徒における肥満傾向児の割合	9.5% （平成25年度）	8.9% （平成29年度）	8.0%	7.0%	9.5%	9.1%	8.6%	9.0%	8.9%	学校保健統計調査	学校保健統計調査	
	6 歯肉に炎症がある十代の割合	25.5% （平成23年）	26.3% （平成28年）	22.9%	20.0%	—	—	—	26.3%	—	—	歯科疾患実態調査	歯科疾患実態調査
健康行動の指標	7 十代の喫煙率	・中学1年 男子 1.6% 女子 0.9% ・高校3年 男子 8.6% 女子 3.8% （平成22年度）	・中学1年 男子 0.4% 女子 0.4% ・高校3年 男子 3.0% 女子 1.4% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる （平成29年度）	・中学1年 男子・女子 0% ・高校3年 男子・女子 0%	・中学1年 男子・女子 0% ・高校3年 男子・女子 0%	—	・中学1年 男子 1.0% 女子 0.3% ・高校3年 男子 4.6% 女子 1.5%	—	—	・中学1年 男子 0.4% 女子 0.4% ・高校3年 男子 3.0% 女子 1.4% （尾崎班） ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	平成22年度厚生労働科学研究（大井田班）	厚生労働科学研究（尾崎班）	
	8 十代の飲酒率	・中学3年 男子 10.5% 女子 11.7% ・高校3年 男子 21.7% 女子 19.9% （平成22年度）	—	・中学3年 男子・女子 0% ・高校3年 男子・女子 0%	・中学3年 男子・女子 0% ・高校3年 男子・女子 0%	—	—	—	—	—	平成22年度厚生労働科学研究（大井田班）	厚生労働科学研究（尾崎班）	
	9 朝食を欠食する子どもの割合	・小学5年生 9.5% ・中学2年生 13.4% （平成22年度）	—	・小学5年生 5.0% ・中学2年生 7.0%	中間評価時に設定	—	—	—	—	—	—	児童生徒の食事状況等調査（独立行政法人日本スポーツ振興センター）	—
		—	・小学6年生 5.5% ・中学3年生 8.4% （平成30年度） ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	—	—	—	—	—	—	—	・小学6年生 5.5% ・中学3年生 8.4% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	—	全国学力・学習状況調査
環境指標	10 学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合	・小学校・中学校 89.7% ・高等学校 86.9% （平成27年度）	・小学校・中学校 91.9% ・高等学校 87.8% （平成29年度）	—	中間評価時に設定	—	—	・小学校・中学校 89.7% ・高等学校 86.9%	・小学校・中学校 91.2% ・高等学校 86.9% （平成28年度）	・小学校・中学校 91.9% ・高等学校 87.8% （平成29年度）	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課調べ	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課調べ	
	11 地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況	53.6% （平成25年度）	63.2% （平成29年度）	80.0%	100%	53.6%	62.3%	62.0%	60.9%	63.2%	母子保健課調査	母子保健課調査	
参考とする指標	参1 スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合	・小学校 37.6% ・中学校 82.4% ・その他 1,534箇所 （平成24年度）	・小学校 66.0% ・中学校 89.6% ・その他 2,546箇所 （平成29年度）	—	—	・小学校 49.2% ・中学校 85.9% ・その他 1,660箇所	・小学校 56.9% ・中学校 87.1% ・その他 1,867箇所	・小学校 58.5% ・中学校 88.4% ・その他 2,180箇所	・小学校 58.6% ・中学校 88.4% ・その他 2,233箇所	・小学校 66.0% ・中学校 89.6% ・その他 2,546箇所	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	
	参2 スクールソーシャルワーカーの配置状況	784人 （平成24年度）	2,041人 （平成29年度）	—	—	1,008人	1,186人	1,399人	1,780人	2,041人	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	
	参3 思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合	・自殺防止対策 19.2% ・性に関する指導 41.1% ・肥満及びやせ対策 18.0% ・薬物乱用防止対策 24.6% （喫煙、飲酒を含む） ・食育 48.0% （平成25年度）	・自殺防止対策 26.7% ・性に関する指導 44.0% ・肥満及びやせ対策 23.4% ・薬物乱用防止対策 29.1% （喫煙、飲酒を含む） ・食育 55.1% （平成29年度）	—	—	・自殺防止対策 19.1% ・性に関する指導 41.1% ・肥満及びやせ対策 17.9% ・薬物乱用防止対策 24.6% （喫煙、飲酒を含む） ・食育 48.0%	・自殺防止対策 18.4% ・性に関する指導 42.9% ・肥満及びやせ対策 19.5% ・薬物乱用防止対策 26.5% （喫煙、飲酒を含む） ・食育 49.8%	・自殺防止対策 19.4% ・性に関する指導 42.3% ・肥満及びやせ対策 20.1% ・薬物乱用防止対策 26.8% （喫煙、飲酒を含む） ・食育 51.3%	・自殺防止対策 21.8% ・性に関する指導 42.7% ・肥満及びやせ対策 19.5% ・薬物乱用防止対策 26.9% （喫煙、飲酒を含む） ・食育 51.2%	・自殺防止対策 26.7% ・性に関する指導 44.0% ・肥満及びやせ対策 23.4% ・薬物乱用防止対策 29.1% （喫煙、飲酒を含む） ・食育 55.1%	母子保健課調査	母子保健課調査	
	参4 家族など誰かと食事をする子どもの割合	朝食 84.0% ・夕食 97.7% ・中学校2年生 朝食 64.6% ・夕食 93.7% （平成22年度）	同左	—	—	—	—	—	—	—	児童生徒の食事状況等調査	調査方法は、今後検討。	

基盤課題 B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

		指標名	ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	平成25年度（2013）	平成26年度（2014）	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	ベースライン調査	今後の調査		
基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	【健康指標】	1	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	91.1% (平成26年度)	94.5% (平成29年度)	93.0%	95.0%	—	91.1%	94.2%	94.5%	94.5%	平成26年度厚生労働科学研究（山縣班）	母子保健課調査	
		2	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	91.0% (平成26年度)	88.5% (平成29年度)	93.0%	95.0%	—	91.0%	—	—	88.5%	平成26年度厚生労働科学研究（山縣班）	母子保健課調査	
		3	マタニティマークを妊娠中に使用したことがある母親の割合	52.3% (平成25年度)	65.6% (平成29年度)	60.0%	70.0%	52.3%	—	—	—	—	65.6%	平成25年度厚生労働科学研究（山縣班）	母子保健課調査
		4	マタニティマークを知っている国民の割合	45.6% (平成26年度)	58.1% (平成30年度)	50.0%	55.0%	—	45.6%	—	—	—	—	母子保健に関する世論調査	平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「「健やか親子21（第2次）」中間評価を見据えた調査研究」調査
		5	積極的に育児をしている父親の割合	47.2% (平成25年度)	59.9% (平成29年度)	50.0%	55.0%	47.2%	—	59.6%	59.7%	59.9%	平成25年度厚生労働科学研究（山縣班）	母子保健課調査	
	【環境整備の指標】	6	・乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市区町村の割合 ・市区町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合	・市区町村 96.7% ・県型保健所 33.8% (平成25年度)	・市区町村 99.0% ・県型保健所 25.0% (平成29年度)	・市区町村 99.0% ・県型保健所 50.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	・市区町村 96.7% ・県型保健所 33.8%	・市区町村 97.6% ・県型保健所 30.4%	・市区町村 96.8% ・県型保健所 25.9%	・市区町村 97.3% ・県型保健所 30.2%	・市区町村 99.0% ・県型保健所 25.0%	母子保健課調査	—	
		—		・市区町村 36.4% ・県型保健所 19.1% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる (平成29年度)	—	—	—	・市区町村 27.9% ・県型保健所 42.5% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	・市区町村 27.9% ・県型保健所 45.3% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	・市区町村 29.7% ・県型保健所 30.0% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	・市区町村 36.4% ・県型保健所 19.1% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	—	母子保健課調査		
		7	育児不安の親のグループ活動を支援する体制がある市区町村の割合	28.9% (平成25年度)	—	50.0%	100%	28.9%	—	—	—	—	—	母子保健課調査	—
		8	母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合	・市区町村 95.1% ・都道府県 97.9% (平成25年度)	—	・市区町村 97.0% ・都道府県 100%	・市区町村 100% ・都道府県 100%	—	—	—	—	—	—	母子保健課調査	—
	—	・市区町村 65.0% ・都道府県 59.6% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる (平成29年度)		—	—	—	—	・市区町村 61.6% ・都道府県 68.1% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	・市区町村 61.4% ・都道府県 68.1% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	・市区町村 65.0% ・都道府県 59.6% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	—	母子保健課調査			
	【参考とする指標】	参1	個人の希望する子ども数、個人の希望する子ども数と出生子ども数の差	・平均理想子ども数 2.42 ・平均理想子ども数（2.42）と平均出生子ども数（1.71）の差 0.71 (平成22年)	・平均理想子ども数 2.32 ・平均理想子ども数（2.32）と平均出生子ども数（1.68）の差 0.64 (平成27年)	—	—	—	—	—	—	—	出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査（国立社会保障・人口問題研究所））	出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査（国立社会保障・人口問題研究所））	
		参2	不慮の事故による死亡率（人口10万対）	0～19歳 3.4 ・0歳 9.0 ・1～4歳 2.9 ・5～9歳 1.9 ・10～14歳 1.6 ・15～19歳 5.7 (平成24年)	0～19歳 2.3 ・0歳 8.1 ・1～4歳 1.8 ・5～9歳 1.2 ・10～14歳 0.9 ・15～19歳 3.9 (平成29年)	—	—	0～19歳 3.2 ・0歳 8.6 ・1～4歳 2.6 ・5～9歳 2.0 ・10～14歳 1.2 ・15～19歳 5.6	0～19歳 3.1 ・0歳 7.8 ・1～4歳 2.7 ・5～9歳 1.9 ・10～14歳 1.5 ・15～19歳 5.3	0～19歳 2.9 ・0歳 8.1 ・1～4歳 2.7 ・5～9歳 1.7 ・10～14歳 1.3 ・15～19歳 4.8	0～19歳 2.8 ・0歳 7.5 ・1～4歳 2.2 ・5～9歳 1.3 ・10～14歳 1.2 ・15～19歳 5.1	0～19歳 2.3 ・0歳 8.1 ・1～4歳 1.8 ・5～9歳 1.2 ・10～14歳 0.9 ・15～19歳 3.9	人口動態統計	人口動態統計	
		参3	事故防止対策を実施している市区町村の割合	56.8% (平成25年度)	—	—	—	56.8%	—	—	—	—	—	母子保健課調査	—
		—	—	5.7% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる (平成29年度)	—	—	—	—	4.1% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	3.6% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	3.4% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	5.7% ※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる	—	母子保健課調査	
		参4	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	38.2% (平成25年度)	46.5% (平成29年度)	—	—	38.2%	—	44.4%	45.1%	46.5%	平成25年度厚生労働科学研究（山縣班）	母子保健課調査	
参5	父親の育児休業取得割合	1.89% (平成24年度)	5.14% (平成29年度)	—	—	2.03%	2.30%	2.65%	3.16%	5.14%	雇用均等基本調査	雇用均等基本調査			

		指標名	ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	平成25年度（2013）	平成26年度（2014）	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	ベースライン調査	今後の調査		
重点課題①	【健康水準の指標】	1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	・3・4か月児 79.7% ・1歳6か月児 68.5% ・3歳児 60.3% (平成25年度)	・3・4か月児 87.9% ・1歳6か月児 78.8% ・3歳児 72.2% (平成29年度)	・3・4か月児 81.0% ・1歳6か月児 70.0% ・3歳児 62.0%	・3・4か月児 83.0% ・1歳6か月児 71.5% ・3歳児 64.0%	・3・4か月児 79.7% ・1歳6か月児 68.5% ・3歳児 60.3%	—	・3・4か月児 87.0% ・1歳6か月児 77.3% ・3歳児 71.5%	・3・4か月児 87.6% ・1歳6か月児 78.0% ・3歳児 71.3%	・3・4か月児 87.9% ・1歳6か月児 78.8% ・3歳児 72.2%	平成25年度厚生労働科学研究（山縣班）	母子保健課調査	
		2	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	83.4% (平成26年度)	81.3% (平成29年度)	90.0%	95.0%	—	83.4%	79.7%	82.0%	81.3%	平成26年度厚生労働科学研究（山縣班）	母子保健課調査	
	【健康行動の指標】	3	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	83.3% (平成26年度)	89.4% (平成29年度)	90.0%	95.0%	—	83.3%	88.8%	88.9%	89.4%	平成26年度厚生労働科学研究（山縣班）	母子保健課調査	
		4	発達障害を知っている国民の割合	67.2% (平成26年度)	53.2% (平成30年度) <small>※ベースラインと設問は同一であるが調査方法が異なる</small>	80.0%	90.0%	—	67.2%	—	—	—	—	母子保健に関する世論調査	平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「健やか親子21（第2次）」中間評価を見据えた調査研究」調査
	【環境整備の指標】	5	・発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制がある市区町村の割合	・市区町村 85.9% ・県型保健所 66.5% (平成25年度)	—	・市区町村 90.0% ・県型保健所 80.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	・市区町村 85.9% ・県型保健所 66.5%	—	—	—	—	—	母子保健課調査	—
			・市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援をしている県型保健所の割合	—	・市区町村 64.6% ・県型保健所 25.0% <small>※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる</small>	—	—	—	・市区町村 60.5% ・県型保健所 41.0% <small>※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる</small>	・市区町村 61.6% ・県型保健所 34.2% <small>※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる</small>	・市区町村 61.5% ・県型保健所 32.9% <small>※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる</small>	・市区町村 64.6% ・県型保健所 25.0% <small>※ベースラインと設問内容及び算出方法が異なる</small>	—	母子保健課調査	
	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	【参考とする指標】	参1	小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合（小児人口10万対）	6.2 (参考) 1,013名 (平成24年度)	7.3 (参考) 1,131名 小児人口 15,409,844 (平成29年度)	—	—	6.2 (参考) 1,008名 小児人口 16,251,000	5.9 (参考) 950名 小児人口 16,087,000	6.5 (参考) 1,023名 小児人口 15,784,559	6.7 (参考) 1,046名 小児人口 15,608,740	7.3 (参考) 1,131名 小児人口 15,409,844	(一社) 日本小児科医会調べ	(一社) 日本小児科医会調べ
			参2	小児人口に対する児童精神科医師の割合（小児人口10万対）	11.9 (平成25年度)	13.5 (参考) 一般会員 3,516名 内医師会員 2,085名 内訳：精神科医 1,717名 小児科医 327名 その他の医師 41名 小児人口 15,409,844 (平成29年度)	—	—	11.9 (参考) 一般会員 3,413名 内医師会員 1,929名 内訳：精神科医 1,598名 小児科医 299名 その他の医師 32名 小児人口 16,251,000	12.1 (参考) 一般会員 3,434名 内医師会員 1,954名 内訳：精神科医 1,612名 小児科医 309名 その他の医師 33名 小児人口 16,087,000	12.5 (参考) 一般会員 3,463名 内医師会員 1,975名 内訳：精神科医 1,627名 小児科医 315名 その他の医師 33名 小児人口 15,784,559	12.9 (参考) 一般会員 3,472名 内医師会員 2,020名 内訳：精神科医 1,662名 小児科医 322名 その他の医師 36名 小児人口 15,608,740	13.5 (参考) 一般会員 3,516名 内医師会員 2,085名 内訳：精神科医 1,717名 小児科医 327名 その他の医師 41名 小児人口 15,409,844	日本児童青年精神医学会調べ（平成25年4月1日時点）	日本児童青年精神医学会調べ
			参3	情緒障害児短期治療施設の施設数	30道府県 38施設 (平成24年)	34道府県 46施設 (平成29年)	—	—	30道府県 38施設	30道府県 38施設	32道府県 43施設	34道府県 45施設	34道府県 46施設	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ（平成24年10月1日時点）	子ども家庭局家庭福祉課調べ
			参4	就学前の障害児に対する通所支援の利用者数	37,505名 (平成25年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ（平成25年12月1日時点）
参5			障害児支援を主要な課題とする協議体を設置している市区町村数	421 (平成25年)	551 (平成29年)	—	—	421	461	487	528	551	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ（平成25年4月時点）	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ	

指標名		ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	平成25年度（2013）	平成26年度（2014）	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	ベースライン調査	今後の調査		
重点課題②	〔健康水準の指標〕	1 児童虐待による死亡数	・心中以外 58人 ・心中 41人 (平成23年度) (参考)	・心中以外 52人 ・心中 13人 (平成29年度)	それぞれが減少	それぞれが減少	・心中以外 36人 ・心中 33人	・心中以外 44人 ・心中 27人	・心中以外 52人 ・心中 32人	・心中以外 49人 ・心中 28人	・心中以外 52人 ・心中 13人	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書	
		2 子どもを虐待していると思われる親の割合	・3・4か月児 0.8% ・1歳6か月児 2.2% ・3歳児 4.4% (平成26年度)	—	—	—	—	(参考) ・3・4か月児 0.8% ・1歳6か月児 2.2% ・3歳児 4.4%	—	—	—	平成26年度厚生労働科学研究（山縣班）	—	
	〔健康行動の指標〕	3 乳幼児健康診査の受診率（基盤課題A再掲）	(未受診率) ・3～5か月児 4.6% ・1歳6か月児 5.6% ・3歳児 8.1% (平成23年度)	(未受診率) ・3～5か月児 4.5% ・1歳6か月児 3.8% ・3歳児 4.8% (平成29年度)	(未受診率) ・3～5か月児 3.0% ・1歳6か月児 4.0% ・3歳児 6.0%	(未受診率) ・3～5か月児 2.0% ・1歳6か月児 3.0% ・3歳児 5.0%	(未受診率) ・3～5か月児 4.7% ・1歳6か月児 5.1% ・3歳児 7.1%	(未受診率) ・3～5か月児 4.7% ・1歳6か月児 4.5% ・3歳児 5.9%	(未受診率) ・3～5か月児 4.4% ・1歳6か月児 4.3% ・3歳児 5.7%	(未受診率) ・3～5か月児 4.4% ・1歳6か月児 3.6% ・3歳児 4.9%	(未受診率) ・3～5か月児 4.5% ・1歳6か月児 3.8% ・3歳児 4.8%	地域保健・健康増進事業報告	地域保健・健康増進事業報告	
		4 児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合	61.7% (平成26年度)	52.7% (平成30年度) ※ベースラインと設問は同一であるが調査方法が異なる	80.0%	90.0%	—	61.7%	—	—	—	母子保健に関する世論調査	平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「「健やか親子21（第2次）」中間評価を見据えた調査研究」調査	
		5 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合	94.3% (平成26年度)	97.3% (平成29年度)	100%	—	—	94.3%	97.6%	97.6%	97.6%	97.3%	平成26年度厚生労働科学研究（山縣班）	母子保健課調査
		6 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合（基盤課題A再掲）	92.8% (平成25年度)	98.0% (平成29年度)	100%	—	92.80%	94.5%	96.0%	97.1%	98.0%	母子保健課調査	母子保健課調査	
		7 対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合	27.5% (参考) 事業実施率 99.0% (平成26年度)	48.1% (参考) 事業実施率99.6% (平成28年4月1日)	—	中間評価時に設定	(参考) 事業実施率 95.3% (平成25年4月1日)	27.5% (参考) 事業実施率99.0% (平成26年4月1日)	47.3% (参考) 事業実施率99.5% (平成27年4月1日)	47.6% (参考) 事業実施率99.5% (平成28年4月1日)	47.6% (参考) 事業実施率99.6% (平成29年4月1日)	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室調べ	
		8 養育支援が必要と認められた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合	66.9% (参考) 事業実施率 81.2% (平成26年度)	83.6% (参考) 事業実施率84.8% (平成28年4月1日)	—	中間評価時に設定	(参考) 事業実施率70.3% (平成25年4月1日)	66.9% (参考) 事業実施率 81.2% (平成26年4月1日)	83.6% (参考) 事業実施率84.4% (平成27年4月1日)	78.6% (参考) 事業実施率84.4% (平成28年4月1日)	78.6% (参考) 事業実施率84.8% (平成29年4月1日)	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室調べ	
		9 特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援（市町村への支援も含む）をする体制がある県型保健所の割合	30.3% (平成25年度)	14.1% (平成29年度)	70.0%	100%	30.30%	29.6%	21.0%	17.7%	14.1%	母子保健課調査	母子保健課調査	
		10 要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種（産婦人科医又は看護師や助産師）が参画している市区町村の割合	12.9% (平成27年度)	14.9% (平成29年度)	—	中間評価時に設定	—	—	14.8% (平成27年度)	14.5% (平成28年度)	14.5% (平成28年度)	18.3% (平成29年度)	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室調べ
		11 関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合	54.9% (平成25年度)	61.6% (平成29年度) ※参考：都道府県 85.1% (平成29年度)	80.0%	100%	54.90%	57.1% ※参考：都道府県 89.4%	54.9% ※参考：都道府県 89.4%	56.4% ※参考：都道府県 83.0%	56.4% ※参考：都道府県 83.0%	61.6% ※参考：都道府県 85.1%	母子保健課調査	母子保健課調査
		12 児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数	1,034か所 (平成28年4月1日時点)	同左	三次と二次救急医療機関の50%	全ての三次と二次救急医療機関数	—	—	—	1,034か所	1,034か所	母子保健課調査	医政局地域医療計画課調査（救急医療提供体制の現況調べ）	
指と参標する考	参1 児童相談所における児童虐待相談の対応件数	66,701件 (平成24年度)	133,778件 (平成29年度)	—	—	73,802件	88,931件	103,286件	122,575件	133,778件	福祉行政報告例	福祉行政報告例		
	参2 市町村における児童虐待相談の対応件数	73,200件 (平成24年度)	106,615件 (平成29年度)	—	—	79,186件	87,694件	93,458件	100,147件	106,615件	福祉行政報告例	福祉行政報告例		